

(資料 2)

令和 3 年度 12 月定例裁判官会議資料

東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和 4 年度の司法行政事務の代理順序の定め

(令和 4 年 1 月 1 日現在)

東京地方裁判所

東京地方裁判所定第 101 号

東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和 4 年度の司法行政事務の代理順序の定めを次のように定める。

令和 3 年 12 月 16 日

東京地方裁判所

東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和 4 年度の司法行政事務の代理順序の定め

東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和 4 年度の司法行政事務の代理順序を別紙第 1 ないし第 3 のとおり定める。

附 則

この定めは、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(別紙第 1)

所長に差し支えがある場合の司法行政事務の代理順序

代理順序	所長代行者
1	永渕健一
2	江原健志
3	佐藤達文
4	鈴木巧

(別紙第2)

支部長又は部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務の代理順序

1 本庁民事部

部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務の代理順序

東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和4年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定めの別表1の(1)中、当該部の裁判官欄に掲げる裁判官（部の事務を総括する裁判官及び判事の権限を有しない判事補を除く。）の順序とする。

2 本庁刑事部

部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務の代理順序

東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和4年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定めの別表2中、当該部の裁判官欄に掲げる裁判官（部の事務を総括する裁判官及び判事の権限を有しない判事補を除く。）の順序とする。

3 立川支部

(1) 支部長に差し支えがある場合の司法行政事務の代理順序

代理順序	裁判官
1	今岡 健
2	濱口 浩
3	矢数 雄
4	森 昌政 一

(2) 部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務の代理順序

東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和4年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定めの別表3中、当該部の裁判官欄に掲げる裁判官（部の事務を総括する裁判官及び判事の権限を有しない判事補を除く。）の順序とする。

(別紙第3)

簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務の代理順序

簡易裁判所	代理順序	裁 判 官
東 京	1	藤 岡 謙 三
	2	渡 部 高 士
八 丈 島	1	佐 藤 哲 治 (東京簡裁)
伊 豆 大 島	1	佐 藤 哲 治 (東京簡裁)
新 島	1	佐 藤 哲 治 (東京簡裁)
八 王 子	1	濱 田 能 健
立 川	1	白 石 哲
	2	小 野 里 準 一 (東京簡裁)
武 蔵 野	1	井 上 修 一
青 梅	1	白 石 哲 (立川簡裁)
町 田	1	白 石 哲 (立川簡裁)